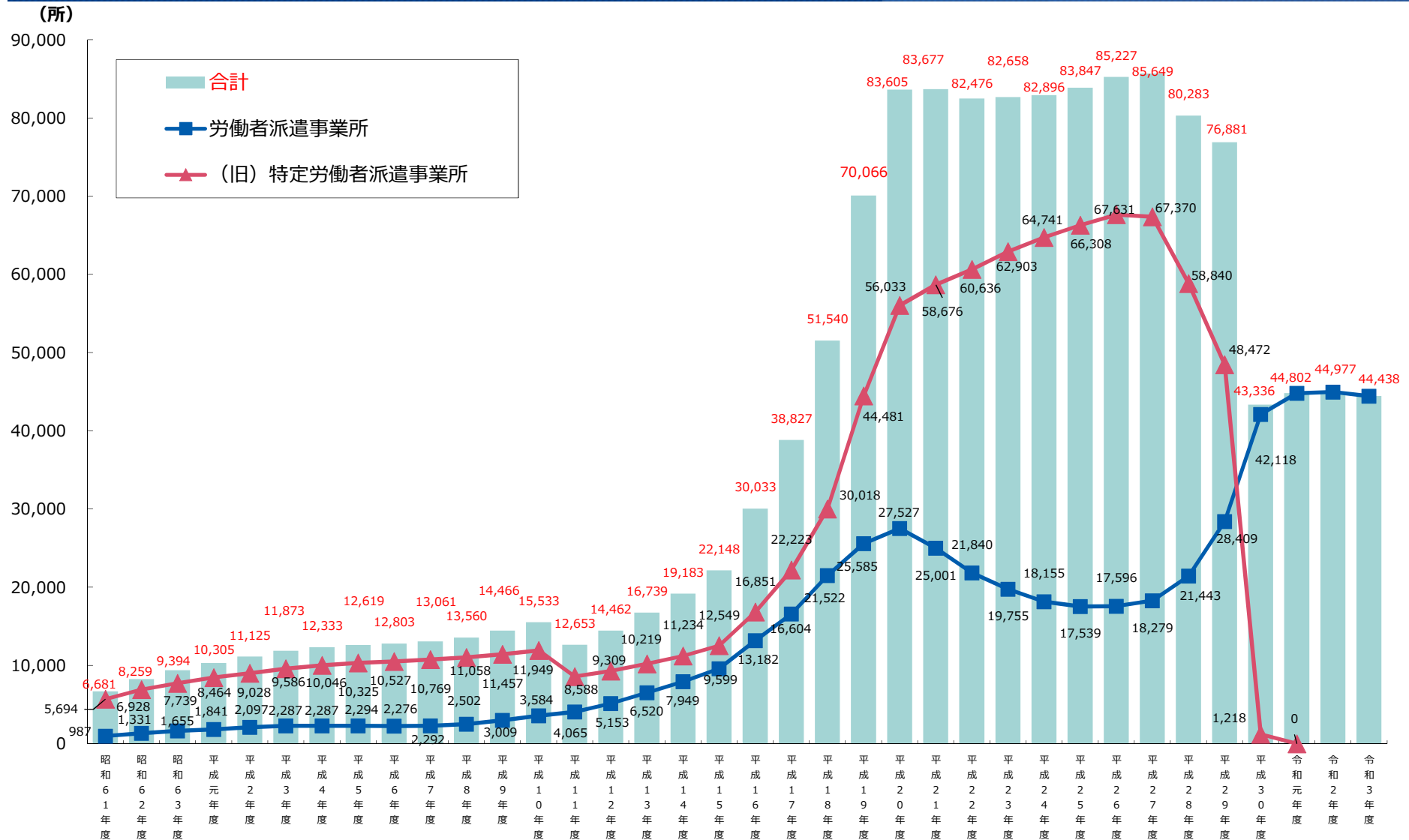


派遣元事業所数の推移



※ 資料出所 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

※ 平成10年度までは年度末の新規許可・届出受理事業所の累計（延べ数）平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

※ 平成27年労働者派遣法改正により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたため（経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能。また、同日までに許可申請を行った者については、許可又は不許可の処分がある日まで当該事業を行うことが可能）。